

景観法に基づき定めることができる事項

(1) 景観計画（景観法第8条）

○景観行政団体は、良好な景観の形成に関する計画「景観計画」を定めることができます。

○「景観計画」には主に以下の事項を定めるものとされています。

①景観計画区域（法第8条第2項第1号）

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号）

条例で定めるべき届出を要する行為

建築物又は工作物の形態意匠の制限

建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度

壁面の位置の制限又は建築物の敷地の最低限度 など

③景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

④屋外広告物の行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ）

⑤景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ）

⑥景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）

※④、⑤については、必要に応じて定めるものとされ、⑥については、定めるよう努めるものとされています。

(2) 景観法に基づく諸制度の活用について

○景観行政団体は、景観法に基づく制度を活用できます。

各制度の活用については、他市の状況等を調査、研究しながら検討します。

※明石市都市景観条例の改正について

現在、運用している自主条例である都市景観条例は、景観法に基づく景観施策を展開するため、法の委任を受けた内容を盛り込むとともに現行の自主条例の内容も精査し、景観計画に合わせた内容及び構成について、検討します。